

第 3 章

教育・育成

1 基本方針

障害のある子どもがその可能性を最大限に発揮し、将来、社会で自立して生活できるようにするためには、早期から一人一人の障害の状況と成長段階に応じて、きめ細やかな支援を行い、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に療育や教育を行う必要があります。

発達障害者支援法の施行により、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害について対応が求められています。発達障害については、早期発見・早期療育が重要なことから、関係機関と連携し、必要な療育が受けられるよう療育機関の機能強化が必要です。

また、教育の分野では特殊教育が特別支援教育へと転換し、あらゆる教育の場において、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。

さらに、生涯にわたって学習する機会の確保や障害のある子どもに配慮した施設のバリアフリー化を推進することも重要です。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- 〔課題〕(1) 一貫した相談支援体制の整備
- (2) 専門機関の機能の充実と多様化
- (3) 指導力の向上
- (4) 社会的及び職業的自立の促進
- (5) 施設のバリアフリー化の推進

2 現状と課題

(1) 一貫した相談支援体制の整備

市では、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築に向けて、船橋市特別支援連携協議会を設置し、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備、関係諸機関の情報交換・意見交換を行っています。今後、この協議会を活用してさらなる連携を図る必要があります。

地域自立支援協議会では、専門部会として障害児部会を設置し、特別支援教育に関することをはじめ、障害のある子どもを地域で支援する仕組みづくりについて協議を行っています。今後も、適切な支援のあり方についての検討を行う必要があります。

障害のある子どものための療育施設としては、こども発達相談センター、簡易マザーズホーム、ことばの相談室、親子教室及び知的障害児通園施設、民間児童デイサービス事業所があり、保護者などの相談に応じるとともに、一人一人の子どもへの適切な早期対応に努めています。しかし、利用する子どもの低年齢化、障害の重度化・重複化が進む中で、より専門的な対応が必要です。

平成17年に開設したこども発達相談センターでは、心理発達相談員などの専門職員を配置し、障害の早期発見・早期療育を実施するとともに、保護者への療育相談及び指導を行っています。障害のある子どもの療育については、その時期が早いほど障害の軽減あるいは発達の促進に効果が大きく、早期対応が重要であることから、関係施設・機関と連携しながら、療育の内容・方法の充実を図っていく必要があります。

発達の遅れやばらつきが見られる子どもや、障害のある子どもに対する早期療育の専門機関及び保護者等への相談支援機関であるこども発達相談センターをはじめとした療育施設の連携を強化し、療育機能の十分な活用を図り、地域におけるさまざまな療育活動を支援するために、複数の専門分野からの多角的な支援を行う必要があります。

市内の障害のある子どもを受け入れている療育施設には心理発達相談員が、子育て支援センターには理学療法士が巡回して相談を行っています。今後も体制の整備を図るとともに、巡回相談を通して療育内容の向上や早期発見に努める必要があります。

障害のある子どもの就学に当たっては、保護者の意向を把握し、就学相談会を行うなどして、本人にとって最も適切な就学ができるように努めています。今後さらに、一人一人の障害の状況に応じた早期からの就学相談の推進と、在学中の教育相談の充実を図る必要があります。

市内の小・中学校では校内委員会を設置し、また特別支援教育コーディネーターを指名して、発達障害を含む障害のある児童生徒への支援体制の整備を図っています。今後も特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制で、児童生徒への支援を図る必要があります。

卒業後の進路に関する相談支援については、進路対策委員会を中心に、家庭、学校、労働機関、福祉部門などと連携しながら取り組んでいます。今後も、進路先の確保とともに、卒業後の相談支援活動に一層の努力が必要です。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

発達障害などに関する支援の必要性は高まっていますが、支援方法が確立されておらず、社会生活上で本人や周囲が困難に直面しています。指導啓発を行うことで、保護者の子育てや周辺関係機関の指導者の支援に対する負担を軽減する必要があります。

平成19年度にはLDやADHDなどの発達障害児及びその保護者の支援のため、ペアレントトレーニング事業を行いました。今後も具体的な療育メニューを増やし、支援の機会の拡大を図る必要があります。

保育に欠ける障害のある子どもの保育所への入所については、3歳児以上で、集団保育が可能と認められる発達支援児を受け入れています。今後も、統合保育の考え方にに基づき、適切なサービスの質や量について検討する必要があります。

保護者が付き添っての通園を原則とする療育施設の利用をする時に、利用する幼児の弟妹などについては一時保育事業を利用することもできます。平成20年度で市内13園の保育所で可能となっており、今後も、保護者の付き添い困難への対応ができるよう、一時保育実施施設にて受け入れを継続していく必要があります。

幼稚園における障害のある子どもの教育については、障害のある子どもが就園している幼稚園に対して補助金を交付しています。今後も助成を継続し、幼稚園での障害のある子どもの受け入れを促進するとともに、支援体制の整備を図る必要があります。

学校教育における障害のある児童生徒の教育は、小学校の場合、知的障害、情緒障害、難聴のための特別支援学級と、言語障害、発達障害、難聴のための通級による指導で、中学校の場合、知的障害のための特別支援学級と発達障害のための通級による指導で、行われています。さらに、知的障害を対象とする市立特別支援学校と、肢体不自由を対象とする県立特別支援学校があります。いずれの場合も、教育内容や方法の充実を図るとともに、児童生徒一人一人の障害の状況や特性に応じた指導に努めていくことが必要です。

特別支援学校では、在籍する児童生徒に関して一人一人に個別の教育支援計画を作成し、その児童生徒のニーズに応じた適切な支援を行えるよう努めています。今後、関係機関の緊密な連携の下、この支援計画の位置づけを明確化し、その策定・活用の推進を図る必要があります。

通常の学級に在籍するLDやADHDなどの発達障害児に対し、校内体制の整備、専門家チームによる助言、巡回相談、通級による指導の充実を図るなどして、積極的に対応し

ています。また、けがや疾病のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒には、病院や家庭などに教員を派遣して訪問指導を行っています。今後もこうした支援体制の充実をさらに図る必要があります。

市では、通常の学級に在籍するLDやADHD、高機能自閉症等を含む特別な支援を必要とする児童生徒の一人一人の特性に応じた指導支援の充実を図ることを目的に、学生ボランティア派遣モデル事業を実施し、学生ボランティアを派遣することにより学校への支援を行っています。今後もこの制度の充実により、適切な支援を行えるよう努める必要があります。

特別支援学校がその専門性を活かし、支援を必要とする児童生徒やその保護者への相談活動及び小・中学校などの教員へ支援を行えるよう特別支援学校のセンター化を検討しています。今後、地域支援ネットワークの構築も重要な課題となることから、より適切なあり方の検討が必要です。

放課後ルームでは、就労する保護者が安心して働けるよう、障害のある児童についても受け入れを行っています。但し、療育機関としての機能はなく、専門の職員もいないため、集団生活に適するか体験入所を経て、入所可能と判断すれば受け入れを行っています。今後、職員研修や施設・設備の整備に努めることで、受け入れの配慮を図る必要があります。

放課後や長期休暇中の活動の場として、障害福祉サービスの児童デイサービス事業、地域生活支援事業の日中一時支援事業が創設されたことから、これらの事業の充実を図ることで障害のある児童生徒の活動の場の確保を図っていく必要があります。

在宅の重症心身障害児（者）に対して、通園により日常生活動作、運動機能訓練などを行う重症心身障害児（者）通園事業は、保護者に対する療育技術の習得と併せて重要な事業であり、今後の需要増に対する対策が必要です。

（３）指導力の向上

こども発達相談センターでは、市内の保育所・幼稚園等の職員に対して、発達障害の理解に関する研修会や講演会を行っています。また、療育技術の研修や巡回相談などの支援を行うことで、身近な保育所・幼稚園等の指導者の指導力の向上を図っています。今後もこうした研修の充実にも努める必要があります。

教育の分野では、特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等を通し、教員の研修を行っています。また、特別支援教育コーディネーター研修

会の充実を図っています。今後も、障害のある児童生徒の教育の各形態に応じて教育の内容・方法の一層の充実とともに、障害や障害のある児童生徒に対する理解と認識を深めるため、各種の研修・研究を推進していく必要があります。

(4) 社会的及び職業的自立の促進

社会経験の幅を広げることが目的として、さざんか学園、簡易マザーズホーム及び親子教室と市内公立保育所との交流保育を行っています。低年齢段階からお互いの理解を深めることが大切なことから、今後も充実を図る必要があります。〔再掲〕

児童生徒の実態や、各学校の状況に応じ、特別支援学校や特別支援学級と通常の学級、他校、地域などとの交流及び共同学習を行っています。今後も、豊かな人間関係を育て、健全な人間形成を図るためにも共に学ぶ機会の推進を図る必要があります。〔再掲〕

障害及び障害のある児童生徒に対する正しい理解及び特別支援教育について、広く理解を得るため、学校教育分野では特別支援教育振興大会を開催し、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒による発表会や作品展、特別支援教育に関する講演会を行っています。今後、さらに内容の充実を図るとともに、広く市民の参加を呼びかける必要があります。〔再掲〕

小・中学校特別支援学級合同宿泊学習・合同キャンプを実施し、小学校においては身辺処理能力や集団生活のルール等を学習する機会、中学校においては自立を促す機会として取り組んでいます。今後も社会的自立を促す機会として充実を図る必要があります。

生徒の生活する力、働く力を高めることを意図した体験的な学習として、作業学習や産業現場等における実習を行っています。これらの活動を通して、勤労の喜びと自信を持ち、主体的に進路を選択する力を身につけることができることから、ますますの充実が必要です。

生涯学習については、公民館などにおける各種講座やサークル活動への参加、また、図書館の利用などがあります。これら社会教育施設の整備は生涯学習を進めるうえで重要な役割を担っており、既に公民館が25館、図書館が4館、そのほか視聴覚センターが1館整備されています。

公民館では障害のある人の自主学習活動を支援しています。今後も、各事業の実施に当たっては、障害のある人が参加しやすいようにするための一層の配慮を図る必要があります。

(5) 施設のバリアフリー化の推進

障害のある児童生徒の教育を充実させるためには、教育の内容・方法の充実のほか、児童生徒の実態に即した施設・設備の整備も重要であり、そのため、特別支援学校及び特別支援学級において、計画的に整備を進めています。また、通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に応じた施設・設備の改善を図っています。今後も、教育環境の一層の整備を図る必要があります。

社会教育施設については、生涯学習活動に参加する機会を広げるために、障害のある人が利用しやすい施設への改善が徐々になされていますが、配慮が不十分な施設については、「船橋市福祉のまちづくり環境整備指針」に沿い、障害のある人が利用しやすいよう整備を図っていく必要があります。

3 施策の方向

(1) 一貫した相談支援体制の整備

連携の強化

特別支援連携協議会や地域自立支援協議会などの関係機関で構成される会議にて連携を図り、一貫した支援のあり方を検討します。

療育相談・療育の早期化

こども発達相談センターを基幹に、周辺関係機関との連携を強化することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図ります。

ライフステージに即した、総合的で一貫した療育支援を行うために、総合療育センターの必要性の検討を行います。

専門職による早期発見・療育を実施するとともに、巡回相談の充実を図ります。

就学相談・教育相談の充実

保護者の理解と協力の下、本人に適した教育が行われるよう、就学相談、教育相談、進路相談等の充実を図ります。

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

支援内容・機会の充実

支援にかかる指導啓発により、支援に対する負担の軽減を図るとともに、支援機会の拡大を図ります。

保育所・幼稚園における障害のある子どもの受け入れ

障害のある子どもが身近な保育所・幼稚園に通園できるよう、保育所における受け入れと、幼稚園における受け入れの支援に努めます。

教育の内容・方法の充実

特別支援学校及び特別支援学級に在学する児童生徒の障害の状況に応じて、教育の

内容・方法の充実に努めるとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しては、通級や巡回による指導の推進に努めます。

病気等のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対する訪問指導の充実に努めます。

また、学生ボランティアの活用や、特別支援学校のセンター化を推進します。

放課後ルームでの受け入れ

就労する保護者のために、放課後ルームでの受け入れに努めます。

校外での活動の場の充実

日中活動の場の充実に努めます。

重症心身障害児（者）通園事業の充実に努めます。

（3）指導力の向上

療育技術の向上

専門職による巡回相談及び職員研修などにより、保育所・幼稚園等における障害のある子どもへの支援の充実に努めるとともに、指導者の指導力の向上を図ります。

教職員等への研修・研究の充実

教職員の資質・指導力などの向上のため、教職員の研修・研究の充実に努めます。

就学相談・教育相談の充実のため、特別支援教育コーディネーターへの研修の充実に努めます。

（4）社会的及び職業的自立の促進

交流及び理解の推進

豊かな人間関係を育て、健全な人間形成を図るため、交流保育及び交流教育の推進を図ります。

また、障害及び特別支援教育について、広く理解を得るため、特別支援教育振興大会の充実に努めます。

社会的自立の促進

障害のある児童生徒の自立を促進するため、校外活動及び実習の充実に努めます。

生涯学習支援の充実

障害のある人が参加しやすいよう、事業の実施に配慮するとともに、障害のある人の自主的な活動の支援に努めます。

（5）施設のバリアフリー化の推進

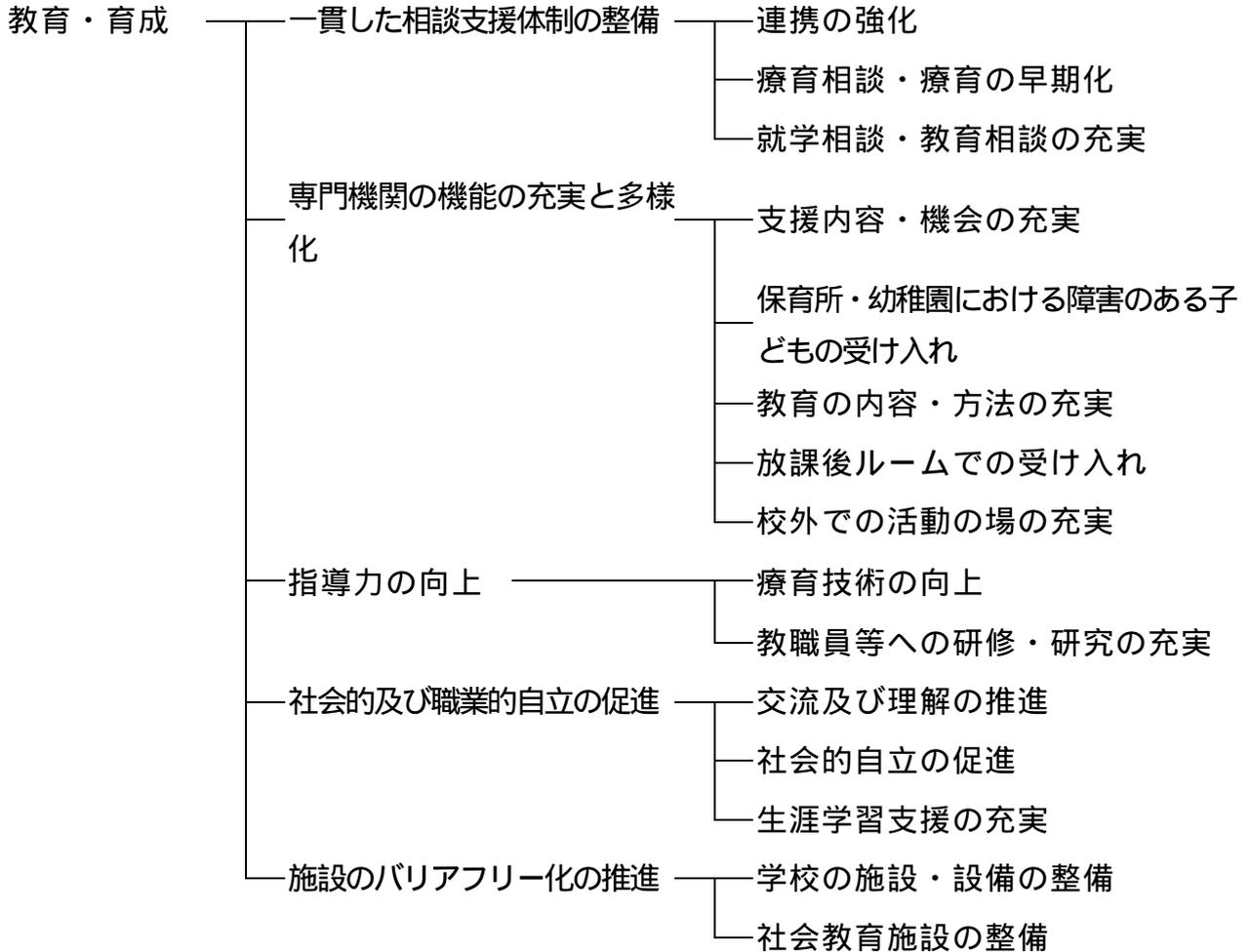
学校の施設・設備の整備

特別支援学級及び通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のため、障害の状況に応じた施設・設備の整備に努めます。

社会教育施設の整備

生涯学習の場である社会教育施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めます。

4 施策の体系



5 施策の内容

(1) 一貫した相談支援体制の整備

施策の方向	施策	内容	担当課
連携の強化	特別支援連携協議会の充実	関係機関による各部会（就学前、就学中、卒業後）において連携のあり方を探り、支援体制の整備を図る。	総合教育センター
	地域自立支援協議会の充実	障害福祉関係者にて構成される障害児部会にて、障害のある子どもの適切な支援のあり方を検討する。	障害福祉課
療育相談・療育の早期化	療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、保健・医療、教育部門及び児童相談所などの周辺関係機関との連携を強化し、一部の限られた施設利用者にとどまらず、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育体制の充実を図る。	療育支援課
	総合療育センターの必要性の検討	個々の障害特性及びライフステージに応じた療育方法の研究を行い、さらに、心理・理学・作業・言語など複数の専門性に基づく効果的な療育を行うために、総合療育センターの必要性について検討する。	療育支援課
	専門職による早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職による発達障害児の早期発見・療育を実施するとともに、保護者への療育相談及び指導を行う。	療育支援課
	巡回相談の充実	市内の障害のある子どもを受け入れている施設に、こども発達相談センターの心理発達相談員などの専門職員を派遣し、巡回相談を行い、療育の向上を図る。	療育支援課

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
就学相談・ 教育相談の 充実	就学相談の充実	本人に最も適した就学を進めるため、福祉部門及び保健・医療部門と連携しながら、保護者が早期から継続して相談を受けられるようにする。	総合教育センター
	教育相談の充実	校内委員会や特別支援教育コーディネーターを中心に、学校に在籍している児童生徒に関する相談の充実を図る。	総合教育センター
	進路に関する相談支援の充実	障害のある児童生徒の社会参加を促進するため、進路対策委員会を中心として、労働、福祉、医療などの各機関と連携しながら、卒業後の進路に関する相談支援の充実を図る。	総合教育センター
	卒業後の相談支援の充実	卒業後のさまざまな悩みごとなどに関して、障害者総合相談支援事業の活用を図るとともに、各種相談機関と連携するなどして、相談支援活動の推進を図る。	障害福祉課 総合教育センター

(2) 専門機関の機能の充実と多様化

施策の 方向	施 策	内 容	担 当 課
支援内容・ 機会の充実	療育内容の充実	療育内容の研究を深め、より効果的な支援体制を構築するとともに、支援にかかる知識や具体的支援方法についての指導啓発を行うことにより、関係者の支援に対する負担の軽減を行い、より効果的な支援体制の確立を図る。	療育支援課
	支援機会の拡大	ペアレントトレーニング事業などの療育メニューを充実することで、支援機会の拡大を図る。	療育支援課
保育所・幼稚園における 障害のある子どもの受け入れ	障害のある子どもの保育の充実	<p>船橋市発達支援保育実施要綱に基づき、保育に欠ける障害のある子どもを保育所に受け入れる。</p> <p>また、身近な保育所に通園できるよう、地域の実情に応じた障害のある子どもの保育を引き続き実施する。</p> <p>保育に欠ける障害のある子どもの受け入れについては、集団保育が可能と認められる特別支援児（重度障害児）も受け入れを行っており、今後も引き続き受け入れを行っていく。</p>	保育課
	幼稚園における障害のある子どもの受け入れに対する補助	幼稚園における障害のある子どもの教育を推進するため、障害のある子どもを受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部補助を継続する。	学務課
	保護者が付き添っての通園への配慮	保護者が付き添っての通園を原則とする療育施設の利用に当たって、利用する子どもの弟妹などが利用可能な一時保育実施施設にて受け入れを継続する。	保育課

施策の方向	施策	内容	担当課
教育の内容・方法の充実	特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実	<p>在籍する児童生徒の一人一人のニーズに一貫した適切な支援が行えるよう、個別の教育支援計画の位置づけの明確化及び活用の推進を図る。</p> <p>特別支援学校及び特別支援学級における指導の充実を図るため、市独自の介助員の配置を行う。</p>	総合教育センター
	通級による指導の充実	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対してさまざまな障害に対応した指導をするため、小・中学校における通級による指導を推進するとともに、その内容の充実を図る。</p> <p>通級指導教室や特別支援学級の適切な配置について検討する。</p>	総合教育センター
	通常の学級における指導の充実	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行う。</p>	総合教育センター
	訪問指導の充実	<p>けがや疾病のため療養を必要とし、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対する訪問指導の充実を図る。</p>	指導課
	学生ボランティアの活用	<p>学生ボランティア派遣モデル事業の実施により、指導支援の充実を図る。</p>	総合教育センター
	特別支援学校のセンター化	<p>特別支援学校がその専門性を活かし、支援ネットワークを構築するため、特別支援学校のセンター化を検討する。</p>	総合教育センター

施策の方向	施策	内容	担当課
放課後ルームでの受け入れ	放課後ルームでの受け入れ	障害のある児童について、職員研修や施設・設備の整備に努めることで、受け入れの配慮を図る。また、障害の程度により臨時職員の加配を行う。	児童育成課
校外での活動の場の充実	日中活動の場の充実	放課後や長期休暇中の活動の場としての児童デイサービス事業や日中一時支援事業の事業所数の増加により、身近な地域で利用できるよう充実を図る。	障害福祉課
	通園事業の充実	在宅の重症心身障害児（者）に対して、日常生活動作、運動機能訓練などを行う重症心身障害児（者）通園事業の啓発を行うとともに、研修等により事業内容の充実を図る。	障害福祉課

(3) 指導力の向上

施策の方向	施策	内容	担当課
療育技術の向上	職員の研修	職員へ発達障害などの研修を行い、指導力の向上を図る。	療育支援課
	地域への開放	専門職による巡回相談により、子どもの理解の促進及び指導力の向上を図る。	療育支援課
教職員等への研修・研究の充実	教職員への研修 〔再掲〕	教職員に対し、特別支援教育に関する研修会や、公開研究会への参加を促進し、資質・指導力などの向上を図る。	総合教育センター
	相談担当者への研修	就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーターへの研修会の充実を図る。	総合教育センター

(4) 社会的及び職業的自立の促進

施策の方向	施策	内容	担当課
交流及び理解の推進	交流保育の推進 〔再掲〕	保育所と療育施設との交流保育をできるだけ身近な保育所と実施できるよう、相互の連携を図る。	療育支援課 保育課
	交流教育の推進 〔再掲〕	豊かな人間関係を育て、健全な人間形成を図るため、通常の学級、他校、地域などとの交流を推進する。	指導課 総合教育センター
	特別支援教育振興大会の開催 〔再掲〕	障害及び障害のある児童生徒に対する正しい理解及び特別支援教育について、広く理解を得るため、特別支援教育振興大会を今後も充実・発展させていく。	総合教育センター
社会的自立の促進	校外活動の充実	学校での校外活動を通してさまざまな体験を学べることから、学校における校外活動の充実を図る。	総合教育センター
	実習の充実	主体的に進路を選択できる力を身につけるために、作業学習や産業現場等における実習の充実を図る。	総合教育センター
生涯学習支援の充実	講演会などにおける手話通訳の実施	講演会などにおける聴覚障害者の参加に配慮し、手話通訳及び要約筆記の実施を推進する。	社会教育課
	障害のある人の自主学習活動への支援	市が行っている市民を対象とした生涯学習事業の情報を提供することにより、障害のある人の自主学習活動を支援する。	社会教育課

(5) 施設のバリアフリー化の推進

施策の方向	施策	内容	担当課
学校の施設・設備の整備	学校施設・設備の充実	<p>教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、計画的に学校の施設・設備の整備を図る。</p> <p>通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図る。</p> <p>大規模改造事業及び校舎改修事業に当たって、障害のある児童生徒に配慮した改修を行う。</p>	施設課 総合教育センター
社会教育施設の整備	公民館などの整備の推進	公民館などの新設または改修を行うに当たり、障害のある人の利用に配慮した整備を図る。	社会教育課